



発行 新潟県

号外 2

平成30年 3月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 15 職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）
- 16 新潟県介護保険法施行細則の一部を改正する規則（高齢福祉保健課）
- 17 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（高齢福祉保健課）
- 18 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則（障害福祉課）
- 19 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則（障害福祉課）
- 20 新潟県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（児童家庭課）
- 21 新潟県主要農作物種子条例施行規則（農産園芸課）
- 22 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（都市政策課）
- 23 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

告 示

- 338 新潟県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例別表の規定による指定（生活衛生課）
- 339 新潟県屋外広告物条例による指定区域等並びに新潟県屋外広告物条例施行規則による指定道路、鉄道等の指定の一部改正（都市政策課）

規 則

職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第15号

職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則（昭和47年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動後別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<u>職員の特別褒賞金に関する条例施行規則</u>	<u>職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則</u>
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、 <u>職員の特別褒賞金に関する条例</u> （昭和47年新潟県条例第4号。以下「条例」という。）第4条第2項、同条第3項、第5条及び第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、 <u>職員の特別ほう賞金に関する条例</u> （昭和47年新潟県条例第4号。以下「条例」という。）第4条第2項、同条第3項、第5条及び第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。
(特別褒賞金の額)	(特別ほう賞金の額)
第2条 条例第4条第2項の規定に基づき規則で定める <u>特別褒賞金の額</u> は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。	第2条 条例第4条第2項の規定に基づき規則で定める <u>特別ほう賞金の額</u> は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。
2 (略)	2 (略)
(特別褒賞金の調整)	(特別ほう賞金の調整)
第3条 条例第5条の規定により、 <u>特別褒賞金</u> を授与することができる者は、次の各号に掲げるものとする。	第3条 条例第5条の規定により、 <u>特別ほう賞金</u> を授与することができる者は、次の各号に掲げるものとする。
(1) <u>障害者特別褒賞金の授与を受けた職員が死亡し又は障害の程度が増進し別表第2に規定する障害の程度の上位の級に該当したとき。</u>	(1) <u>障害者特別ほう賞金の授与を受けた職員が死亡し又は障害の程度が増進し別表第2に規定する障害の程度の上位の級に該当したとき</u>
(2) <u>傷病者特別褒賞金の授与を受けた職員が死亡し又は別表第2の規定に該当し若しくは別表第3に規定する傷病の程度の上位の療養期間に該当したとき。</u>	(2) <u>傷病者特別ほう賞金の授与を受けた職員が死亡し又は別表第2の規定に該当し若しくは別表第3に規定する傷病の程度の上位の療養期間に該当したとき</u>
(特別褒賞金授与の内申)	(特別ほう賞金授与の内申)
第4条 条例第3条の規定により、 <u>特別褒賞金</u> を授与することが適当と認められる事実があつたときは、次の各号の職員については、当該各号に掲げる者は、知事に <u>特別褒賞金</u> の授与を内申するものとする。	第4条 条例第3条の規定により、 <u>特別ほう賞金</u> を授与することが適当と認められる事実があつたときは、次の各号の職員については、当該各号に掲げる者は、知事に <u>特別ほう賞金</u> の授与を内申するものとする。

(1)～(6) (略)

2 前項の規定による内申は、別記様式による特別褒賞金授与内申書に、次の各号に掲げる書類のうちから必要なものを添えて行~~う~~ものとする。

(1) 特別褒賞金を授与することが適当であると認められる事実の概況報告書

(2) (略)

(3) 殉職者特別褒賞金の授与を内申する場合は、死亡診断書、死体検案書又は検視調書の写しその他死亡の事実を証する書類及び殉職者特別褒賞金を受けることができる遺族と当該職員との続柄を証する書類（その遺族が婚姻の届出をしていないが、当該職員が死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者である場合は、その事実を証する書類）

(4) 障害者特別褒賞金及び傷病者特別褒賞金の授与を内申する場合は、医師の診断書

(5) (略)

(特別褒賞金の授与)

第5条 知事は、前条の規定による特別褒賞金授与の内申があつた場合には、次条に規定する審査を経て、特別褒賞金授与の適否及び授与すべきときには、その種類及び額を決定する。

2 知事は、特別褒賞金の授与を決定したときは、その旨を当該特別褒賞金授与の内申者に通知するものとする。

3 知事は、特別褒賞金に併せてその授与の対象となつた職員に、表彰状を贈るものとする。

(特別褒賞金授与の審査)

第6条 第4条の規定による特別褒賞金授与の内申があつた場合は、次の各号に掲げる職にある者による審査会議を開き、特別褒賞金の授与の適否及び特別褒賞金の額を審査するものとする。

(1)～(5) (略)

(条例の経過措置による手続)

第9条 条例附則第3項の規定により、特別褒賞金を授与する場合の手続については、第4条から前条までの規定を準用する。

別表第1 (第2条関係)

殉職者特別褒賞金

功労の程度	金額
抜群の功労があると認められる者	25,200,000円以上 30,000,000円以下
(略)	

(1)～(6) (略)

2 前項の規定による内申は、別記第1号様式による特別ほう賞金授与内申書に、次の各号に掲げる書類のうちから必要なものを添えて行~~な~~うものとする。

(1) 特別ほう賞金を授与することが適当であると認められる事実の概況報告書

(2) (略)

(3) 殉職者特別ほう賞金の授与を内申する場合は、死亡診断書、死体検案書又は検視調書の写しその他死亡の事実を証する書類及び殉職者特別ほう賞金を受けることができる遺族と当該職員との続柄を証する書類（その遺族が婚姻の届出をしていないが、当該職員が死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者である場合は、その事実を証する書類）

(4) 障害者特別ほう賞金及び傷病者特別ほう賞金の授与を内申する場合は、医師の診断書

(5) (略)

(特別ほう賞金の授与)

第5条 知事は、前条の規定による特別ほう賞金授与の内申があつた場合には、次条に規定する審査を経て、特別ほう賞金授与の適否及び授与すべきときには、その種類及び額を決定する。

2 知事は、特別ほう賞金の授与を決定したときは、その旨を別記第2号様式による特別ほう賞金授与通知書により、当該特別ほう賞金授与の内申者に通知するものとする。

3 知事は、特別ほう賞金にあわせてその授与の対象となつた職員に、表彰状を贈るものとする。

(特別ほう賞金授与の審査)

第6条 第4条の規定による特別ほう賞金授与の内申があつた場合は、次の各号に掲げる職にある者による審査会議を開き、特別ほう賞金の授与の適否及び特別ほう賞金の額を審査するものとする。

(1)～(5) (略)

(条例の経過措置による手続)

第9条 条例附則第3項の規定により、特別ほう賞金を授与する場合の手続きについては、第4条から前条までの規定を準用する。

別表第1 (第2条関係)

殉職者特別ほう賞金

功労の程度	金額
抜群の功労があると認められる者	25,200,000円
(略)	

別表第2 (第2条、第3条関係)

障害者特別褒賞金

功労の程度 障害の程度	顕著な功労があると認められる者	(略)
第1級	18,700,000円以上 20,600,000円以下	(略)
第2級	(略)	(略)
第3級		
第4級		
第5級		
第6級		
第7級		
第8級		
第9級		
第10級		
第11級		
第12級		
第13級		
第14級		

障害の程度は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第29条第2項に規定する障害等級の区分による。

別表第2 (第2条、第3条関係)

障害者特別ほう賞金

功労の程度 障害の程度	顕著な功労があると認められる者	(略)
1級	18,700,000円	(略)
2級	(略)	(略)
3級		
4級		
5級		
6級		
7級		
8級		
9級		
10級		
11級		
12級		
13級		
14級		

障害の程度は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表の等級区分による。

別表第3 (第2条、第3条関係)

傷病者特別褒賞金

(略)

別記様式

(略)

特別褒賞金授与内申書

特別褒賞金の種類	(略)
褒賞されるべき職員	(略)
功労についての意見 (褒賞されるべき職務遂行状況等)	(略)
特別褒賞金を受けることができる遺族	(略)

別表第3 (第2条、第3条関係)

傷病者特別ほう賞金

(略)

別記第1号様式

(略)

特別ほう賞金授与内申書

特別ほう賞金の種類	(略)
ほう賞されるべき職員	(略)
功労についての意見 (ほう賞されるべき職務遂行状況等)	(略)
特別ほう賞金を受けることができる遺族	(略)

別記第2号様式

特別ほう賞金授与通知書

(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(略)		(略)	
事業所の病院、診療所、介護老人保健施設又はその他の別	(略)	事業所の病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の別	(略)
事業所の構造概要及び平面図並びに設備及び備品の概要	1～3 (略) 4 居宅サービス若しくは介護予防サービスの提供に必要な設備及び備品等が備えられていることを明らかにした写真	事業所の構造概要及び平面図並びに設備及び備品の概要	1～3 (略) 4 居宅サービス若しくは介護予防サービスの提供に必要な設備及び備品等が備えられていることを明らかにした写真又は居宅介護支援の設備等の写真
(略)	5 (略)	(略)	5 (略)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第17号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県児童福祉法施行細則の一部改正)

第 1 条 新潟県児童福祉法施行細則（平成18年新潟県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定障害児通所支援事業者等に係る変更の届出等)</p> <p>第11条の 8 法第21条の 5 の20第 1 項及び第24条の13の規定による変更の届出の様式は、別記第14号様式の 8 とする。</p> <p>2 法第21条の 5 の20第 1 項の規定による事業の再開又は同条第 2 項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出の様式は、別記第14号様式の 9 とする。</p> <p>第14号様式の 8（第11条の 8 関係） 変更届</p> <p>(略)</p> <p>下記のとおり指定に係る事項に変更があったので、児童福祉法第21条の 5 の20第 1 項（第24条の13）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>第14号様式の 9（第11条の 8 関係） 再開・廃止・休止届</p> <p>(略)</p> <p>下記のとおり指定に係る事業を再開（廃止・休止）したので、児童福祉法第21条の 5 の20第 1 項（第 2 項）の規定により、届け出ます。</p> <p>(略)</p>	<p>(指定障害児通所支援事業者等に係る変更の届出等)</p> <p>第11条の 8 法第21条の 5 の19第 1 項及び第24条の13の規定による変更の届出の様式は、別記第14号様式の 8 とする。</p> <p>2 法第21条の 5 の19第 1 項の規定による事業の再開又は同条第 2 項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出の様式は、別記第14号様式の 9 とする。</p> <p>第14号様式の 8（第11条の 8 関係） 変更届</p> <p>(略)</p> <p>下記のとおり指定に係る事項に変更があったので、児童福祉法第21条の 5 の19第 1 項（第24条の13）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>第14号様式の 9（第11条の 8 関係） 再開・廃止・休止届</p> <p>(略)</p> <p>下記のとおり指定に係る事業を再開（廃止・休止）したので、児童福祉法第21条の 5 の19第 1 項（第 2 項）の規定により、届け出ます。</p> <p>(略)</p>

(新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部改正)

第 2 条 新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則（平成19年新潟県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(別表19の項の一体的に運営するために指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者)</p> <p>第 3 条 条例別表19の項に規定する一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定に係る介護予防サービス事業と、前条の表の左欄に掲げる当該事業に係</p>	<p>(別表18の項の一体的に運営するために指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者)</p> <p>第 3 条 条例別表18の項に規定する一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定に係る介護予防サービス事業と、前条の表の左欄に掲げる当該事業に係</p>

る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業者を一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者とする。

(別表19の項第2号の一体的に運営しようとする場合)

第4条 条例別表19の項第2号に規定する一体的に運営しようとする場合は、指定居宅サービス事業者の指定に係る居宅サービス事業と、第2条の表の右欄に掲げる当該事業に係る居宅サービスの種類に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる介護予防サービスを行う介護予防サービス事業者を一体的に運営しようとする場合とする。

(別表20の項の一体的に運営する者)

第5条 条例別表20の項に規定する一体的に運営する者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定の更新に係る介護予防サービス事業と、第2条の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業者を一体的に運営する者とする。

(別表21の項の規則で定める介護サービス)

第6条 条例別表21の項の規則で定める介護サービスは、次の表の左欄に掲げる施設サービスの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる介護サービスとする。

施設サービス	介護サービス
(略)	
介護保健施設サービス	(略)
介護医療院サービス	短期入所療養介護 介護予防 短期入所療養介護
(略)	

る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業者を一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者とする。

(別表18の項第2号の一体的に運営しようとする場合)

第4条 条例別表18の項第2号に規定する一体的に運営しようとする場合は、指定居宅サービス事業者の指定に係る居宅サービス事業と、第2条の表の右欄に掲げる当該事業に係る居宅サービスの種類に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる介護予防サービスを行う介護予防サービス事業者を一体的に運営しようとする場合とする。

(別表19の項の一体的に運営する者)

第5条 条例別表19の項に規定する一体的に運営する者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定の更新に係る介護予防サービス事業と、第2条の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業者を一体的に運営する者とする。

(別表20の項の規則で定める介護サービス)

第6条 条例別表20の項の規則で定める介護サービスは、次の表の左欄に掲げる施設サービスの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる介護サービスとする。

施設サービス	介護サービス
(略)	
介護保健施設サービス	(略)
(略)	

(新潟県介護保険法施行細則の一部改正)

第3条 新潟県介護保険法施行細則(平成20年新潟県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定介護老人福祉施設等の指定等の申請) 第5条 法の規定による指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院(以下「介護老人保健施設等」という。)の開設の許可を受けようとする者又は法の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新若しくは介護老人	(指定介護老人福祉施設等の指定等の申請) 第5条 法の規定による指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者又は法の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新若しくは介護老人保健施設の許可の更新を受けようとする者が省令で定めると

保健施設等の許可の更新を受けようとする者が省令で定めるところにより提出する申請書又は書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 敷地周囲の見取図 (介護老人保健施設等に係る申請の場合を除く。)
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定による建築物の確認の申請書及び検査済証の写し (介護老人保健施設等に係る申請の場合に限る。)
- (5) 指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設等(以下「指定介護老人福祉施設等」という。)において必要な設備の写真

(6)～(8) (略)

2 前項の規定にかかわらず、知事は、指定介護老人福祉施設の指定の更新又は介護老人保健施設等の許可の更新を受けようとする者が当該指定又は許可について既に知事に提出している同項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(介護老人保健施設等に係る変更の許可の申請)

第 8 条 法の規定による介護老人保健施設等の入所定員等の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

2・3 (略)

(介護老人保健施設等の管理者の承認の申請)

第 9 条 法の規定による医師等に介護老人保健施設等を管理させることの承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

2 (略)

別表第 1 (第 2 条関係)

サービスの種類	添付書類
(略)	
訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション(以下「訪問リハビリテーション等」という。)	1 (略) 2 <u>介護老人保健施設等</u> において事業を行おうとする場合にあっては、 <u>介護老人保健施設等</u> の開設許可証の写し
(略)	3～6 (略)

ころにより提出する申請書又は書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 敷地周囲の見取図 (介護老人保健施設に係る申請の場合を除く。)
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定による建築物の確認の申請書及び検査済証の写し (介護老人保健施設に係る申請の場合に限る。)
- (5) 指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設(以下「指定介護老人福祉施設等」という。)において必要な設備の写真(以下「指定介護老人福祉施設等の設備の写真」という。)

(6)～(8) (略)

2 前項の規定にかかわらず、知事は、指定介護老人福祉施設の指定の更新又は介護老人保健施設の許可の更新を受けようとする者が当該指定又は許可について既に知事に提出している同項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(介護老人保健施設に係る変更の許可の申請)

第 8 条 法の規定による介護老人保健施設の入所定員等の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

2・3 (略)

(介護老人保健施設の管理者の承認の申請)

第 9 条 法の規定による医師等に介護老人保健施設を管理させることの承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

2 (略)

別表第 1 (第 2 条関係)

サービスの種類	添付書類
(略)	
訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション(以下「訪問リハビリテーション等」という。)	1 (略) 2 <u>介護老人保健施設</u> において事業を行おうとする場合にあっては、 <u>介護老人保健施設</u> の開設許可証の写し
(略)	3～6 (略)

<p>別表第3 (第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設の場所(介護老人保健施設等に係る変更の場合を除く。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要</td> <td>1～3 (略) 4 介護老人保健施設等において必要な設備の写真 5 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	変更事項	添付書類	開設の場所(介護老人保健施設等に係る変更の場合を除く。)	(略)	(略)		変更事項	添付書類	(略)		建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要	1～3 (略) 4 介護老人保健施設等において必要な設備の写真 5 (略)	(略)		<p>別表第3 (第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設の場所(介護老人保健施設に係る変更の場合を除く。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要</td> <td>1～3 (略) 4 介護老人保健施設において必要な設備の写真 5 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	変更事項	添付書類	開設の場所(介護老人保健施設に係る変更の場合を除く。)	(略)	(略)		変更事項	添付書類	(略)		建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要	1～3 (略) 4 介護老人保健施設において必要な設備の写真 5 (略)	(略)	
変更事項	添付書類																												
開設の場所(介護老人保健施設等に係る変更の場合を除く。)	(略)																												
(略)																													
変更事項	添付書類																												
(略)																													
建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要	1～3 (略) 4 介護老人保健施設等において必要な設備の写真 5 (略)																												
(略)																													
変更事項	添付書類																												
開設の場所(介護老人保健施設に係る変更の場合を除く。)	(略)																												
(略)																													
変更事項	添付書類																												
(略)																													
建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要	1～3 (略) 4 介護老人保健施設において必要な設備の写真 5 (略)																												
(略)																													

(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正)

第4条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(平成24年新潟県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第48条第1項第3号の指定を受けている旧法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設については、第3条の規定による改正前の新潟県介護保険法施行細則の規定は、<u>平成36年3月31日</u>までの間、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第48条第1項第3号の指定を受けている旧法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設については、第3条の規定による改正前の新潟県介護保険法施行細則の規定は、<u>平成30年3月31日</u>までの間、なおその効力を有する。</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第18号

新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則
新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則(平成25年新潟県規則第5号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第19号

新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

新潟県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第20号

新潟県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出等に係る書面の記載事項）</p> <p>第15条の2 条例第26条の3第1項及び第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>（青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出に係る書面の記載事項等）</p> <p>第15条の2 条例第26条の3第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>2 条例第26条の3第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることによりその青少年が青少年有害情報の閲覧をする機会が生ずること。</u></p> <p><u>(2) 携帯電話端末又はPHS端末からのインターネットの利用を不適切に行うことによりその青少年が犯罪を犯し、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。</u></p> <p><u>(3) 当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する青少年有害情報フィルタリングサービスの内容</u></p>

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

新潟県主要農作物種子条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第21号

新潟県主要農作物種子条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県主要農作物種子条例（平成30年新潟県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定種子生産団体の指定の申請)

第2条 条例第4条第2項の規定による申請は、別記第1号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 条例第5条各号に掲げる業務の実施方法を記載した書類
 - (2) 当該団体に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
 - (3) 当該団体に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
 - (4) 定款又は規約
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (変更の届出)

第3条 条例第4条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 条例第5条各号に掲げる業務の実施方法

2 条例第4条第3項の規定による届出は、別記第2号様式による届出書に変更の内容を確認することができる書類を添えて、行わなければならない。

(指定種子生産ほ場の指定申請等)

第4条 条例第8条第2項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに、別記第3号様式による申請書を知事に提出して行わなければならない。

- (1) 稲及び大豆 毎年4月30日
- (2) 大麦、裸麦及び小麦 毎年9月30日

2 指定種子生産者は、指定種子生産ほ場ごとに、当該ほ場^はで播種又は移植を行う前に別記第4号様式による標札を設置しなければならない。

(審査の請求)

第5条 条例第9条第3項の規定によるほ場審査又は生産物審査の請求は、それぞれ別記第5号様式又は別記第6号様式による請求書を知事に提出して行わなければならない。

2 指定種子生産者は、審査に立ち会い、審査を行う当該職員が審査のために行う指示に従うものとする。

(優良な品種を選定するための調査の申出)

第6条 条例第12条の規定による調査を受けることを希望する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに、知事が別に定めるところにより、その旨を申し出ることができる。

- (1) 稲及び大豆 調査を受けることを希望する年度の前年度の1月31日
- (2) 大麦、裸麦及び小麦 調査を受けることを希望する年度の前年度の7月31日

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

指定種子生産団体指定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

主たる事務所の所在地
申請者 団体の名称
代表者の氏名 ㊟

指定種子生産団体の指定を受けたいので、新潟県主要農作物種子条例第 4 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 業務の実施方法を記載した書類
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 4 定款又は規約
- 5 その他知事が必要と認める書類

第2号様式(第3条関係)

変更届出書

年 月 日

新潟県知事 様

主たる事務所の所在地
届出者 団体の名称
代表者の氏名 ㊤

下記のとおり指定に係る事項を変更するので、新潟県主要農作物種子条例第4条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

変更の内容	変更に係る事項	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		

添付書類 変更の内容を確認することができる書類

第3号様式(第4条関係)

指定種子生産ほ場(指定原種ほ、指定原原種ほ)指定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者 住所

氏名

㊦

(法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名)

下記のとおり指定種子生産ほ場(指定原種ほ、指定原原種ほ)の指定を受けたいので、新潟県主要農作物種子条例第8条第2項(同条例第11条第3項において準用する場合を含む。)の規定により申請します。

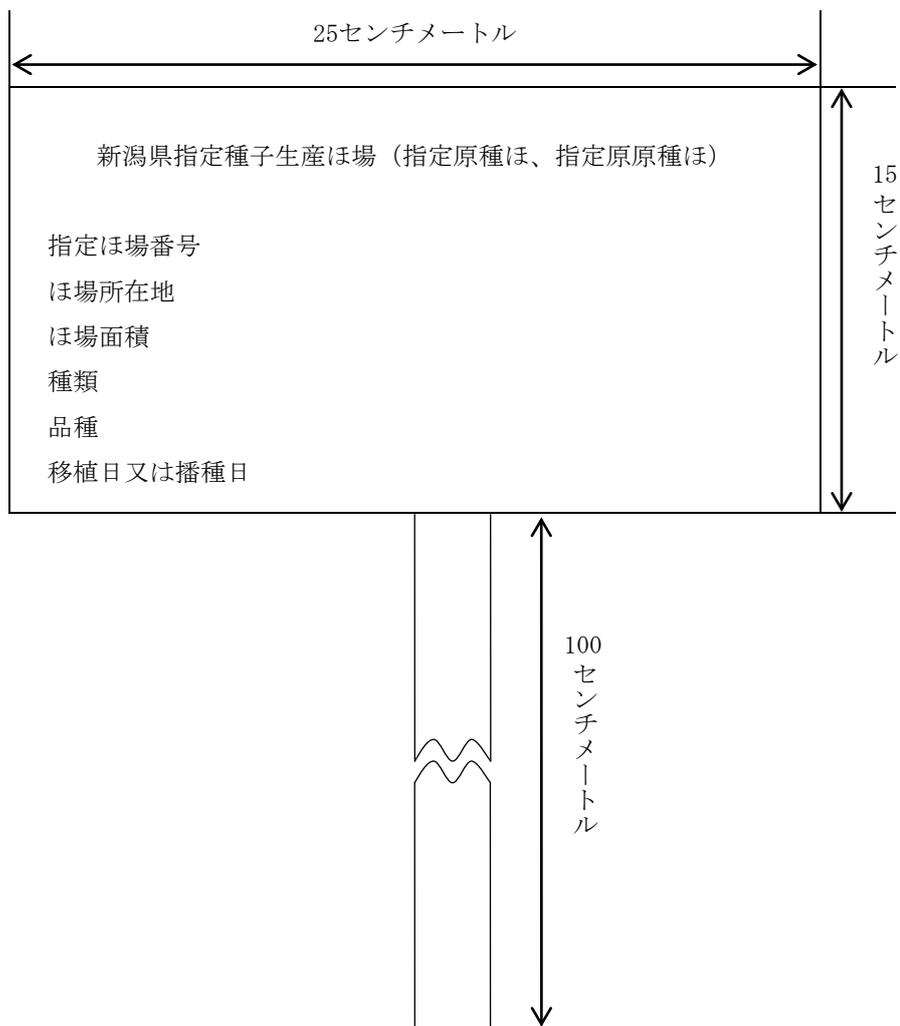
記

区分	種類	品種	ほ場の所在地	ほ場面積 (a)	生産予定数量 (kg)

注 1 「区分」欄には、一般種子、原種又は原原種のいずれかを記載すること。

2 「種類」欄には、稲うるち、稲もち、大麦、裸麦、小麦又は大豆のいずれかを記載すること。

第4号様式(第4条関係)



第 5 号様式 (第 5 条関係)

指定種子生産ほ場 (指定原種ほ、指定原原種ほ) ほ場審査請求書

年 月 日

新潟県知事 様

請求者 住所

氏名

㊦

(法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名)

下記のとおり指定種子生産ほ場 (指定原種ほ、指定原原種ほ) のほ場審査を受けたいので、新潟県主要農作物種子条例第 9 条第 3 項 (同条例第 11 条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により請求します。

記

指定ほ場番号	区分	種類	品種	ほ場の所在地	ほ場面積 (a)	生産予定数量 (kg)

注 1 「区分」欄には、一般種子、原種又は原原種のいずれかを記載すること。

2 「種類」欄には、稲うるち、稲もち、大麦、裸麦、小麦又は大豆のいずれかを記載すること。

第6号様式 (第5条関係)

指定種子生産ほ場 (指定原種ほ、指定原原種ほ) 生産物審査請求書

年 月 日

新潟県知事 様

請求者 住所

氏名

㊦

(法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名)

下記のとおり指定種子生産ほ場 (指定原種ほ、指定原原種ほ) の生産物審査を受けたいので、新潟県主要農作物種子条例第9条第3項 (同条例第11条第3項において準用する場合を含む。)の規定により請求します。

記

指定ほ場番号	区分	種類	品種	審査数量 (kg)

注 1 「区分」欄には、一般種子、原種又は原原種のいずれかを記載すること。

2 「種類」欄には、稲うるち、稲もち、大麦、裸麦、小麦又は大豆のいずれかを記載すること。

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第22号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
(新潟県建築基準法施行細則の一部改正)

第 1 条 新潟県建築基準法施行細則 (昭和35年新潟県規則第82号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(確認申請書に添えるべき図書)</p> <p>第 9 条 法第 3 条第 2 項の規定により法第48条若しくは第49条の規定の適用を受けない建築物又は法第48条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、<u>第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書</u>の規定による許可を受けた建築物については、別記第 1 号様式による制限建築物調書を確認申請書に添えなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(許可申請書等の添付書類)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 法第48条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、<u>第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書</u>の規定による許可を申請する場合は、前項に定めるもののほか、別記第 1 号様式による制限建築物調書を添えなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(確認申請書に添えるべき図書)</p> <p>第 9 条 法第 3 条第 2 項の規定により法第48条若しくは第49条の規定の適用を受けない建築物又は法第48条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書若しくは<u>第12項ただし書</u>の規定による許可を受けた建築物については、別記第 1 号様式による制限建築物調書を確認申請書に添えなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(許可申請書等の添付書類)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 法第48条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書又は<u>第12項ただし書</u>の規定による許可を申請する場合は、前項に定めるもののほか、別記第 1 号様式による制限建築物調書を添えなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>

(新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則 (昭和47年新潟県規則第44号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第 9 (第23条関係)</p> <p style="text-align: center;">騒音に係る規制基準</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考</p> <p>1 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地域 (以下「騒音規制法に基づく指定地域」という。)にあつては、第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、同法</p>	<p>別表第 9 (第23条関係)</p> <p style="text-align: center;">騒音に係る規制基準</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考</p> <p>1 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地域 (以下「騒音規制法に基づく指定地域」という。)にあつては、第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、同法</p>

<p>第4条第1項の規定に基づき定められた第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいい、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのある地域（騒音規制法に基づく指定地域と重複する地域を除く。）にあつては、第1種区域とは、同号に掲げる第1種低層住居専用地域、<u>第2種低層住居専用地域及び田園住居地域</u>を、第2種区域とは、同号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域を、第3種区域とは、同号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域を、第4種区域とは、同号に掲げる工業地域をいうものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>第4条第1項の規定に基づき定められた第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいい、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのある地域（騒音規制法に基づく指定地域と重複する地域を除く。）にあつては、第1種区域とは、同号に掲げる第1種低層住居専用地域及び<u>第2種低層住居専用地域</u>を、第2種区域とは、同号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域を、第3種区域とは、同号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域を、第4種区域とは、同号に掲げる工業地域をいうものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(新潟県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟県屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前													
<p>別表第6の2（第9条関係）</p> <p>条例第14条第1項の許可の基準（禁止地域等における広告物等の表示又は設置の許可基準）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第12条第1号に掲げる広告物等</td> <td> 条例別表種類の欄に掲げる広告物等で、別表第7の基準及び次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。） <u>（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域を除く。）</u>又はそれに近接する区域で、かつ、周辺が宅地として利用されている場所に表示し、又は設置するものであること。 (2) (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	基準	条例第12条第1号に掲げる広告物等	条例別表種類の欄に掲げる広告物等で、別表第7の基準及び次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。） <u>（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域を除く。）</u> 又はそれに近接する区域で、かつ、周辺が宅地として利用されている場所に表示し、又は設置するものであること。 (2) (略)	(略)		<p>別表第6の2（第9条関係）</p> <p>条例第14条第1項の許可の基準（禁止地域等における広告物等の表示又は設置の許可基準）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第12条第1号に掲げる広告物等</td> <td> 条例別表種類の欄に掲げる広告物等で、別表第7の基準及び次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。） <u>（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く。）</u>又はそれに近接する区域で、かつ、周辺が宅地として利用されている場所に表示し、又は設置するものであること。 (2) (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	基準	条例第12条第1号に掲げる広告物等	条例別表種類の欄に掲げる広告物等で、別表第7の基準及び次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。） <u>（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く。）</u> 又はそれに近接する区域で、かつ、周辺が宅地として利用されている場所に表示し、又は設置するものであること。 (2) (略)	(略)	
区分	基準														
条例第12条第1号に掲げる広告物等	条例別表種類の欄に掲げる広告物等で、別表第7の基準及び次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。） <u>（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域を除く。）</u> 又はそれに近接する区域で、かつ、周辺が宅地として利用されている場所に表示し、又は設置するものであること。 (2) (略)														
(略)															
区分	基準														
条例第12条第1号に掲げる広告物等	条例別表種類の欄に掲げる広告物等で、別表第7の基準及び次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。） <u>（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く。）</u> 又はそれに近接する区域で、かつ、周辺が宅地として利用されている場所に表示し、又は設置するものであること。 (2) (略)														
(略)															

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対

応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(産業立地促進地域)</p> <p>第4条 条例第2条第1項の規則で定める県有地及び規則で定める一定の地域は、県又は市町村が産業の立地を促進しようとする地域であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号) <u>第9条第11項</u>に規定する準工業地域、<u>同条第12項</u>に規定する工業地域又は<u>同条第13項</u>に規定する工業専用地域</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(産業立地促進地域)</p> <p>第4条 条例第2条第1項の規則で定める県有地及び規則で定める一定の地域は、県又は市町村が産業の立地を促進しようとする地域であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号) <u>第9条第10項</u>に規定する準工業地域、<u>同条第11項</u>に規定する工業地域又は<u>同条第12項</u>に規定する工業専用地域</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第23号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
(1)～(97)の4（略）	(1)～(97)の4（略）
<u>(97)の5</u> 汚染土壌処理業譲渡等承認申請手数料	
<u>(97)の6</u> 汚染土壌処理業者合併等承認申請手数料	
<u>(97)の7</u> 汚染土壌処理業相続承認申請手数料	
<u>(97)の8</u> （略）	<u>(97)の5</u> （略）
<u>(97)の9</u> （略）	<u>(97)の6</u> （略）
(98)～(99)の5（略）	(98)～(99)の5（略）
<u>(99)の6</u> 2以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定申請手数料	
<u>(99)の7</u> 2以上の事業者による産業廃棄物処理特例の変更認定申請手数料	
(100)～(202)の15（略）	(100)～(202)の15（略）
<u>(202)の16及び(202)の17</u> 削除	
	<u>(202)の16</u> 指定居宅介護支援事業者指定手数料
	<u>(202)の17</u> 指定居宅介護支援事業者指定更新手数料
(202)の18～(204)の2（略）	(202)の18～(204)の2（略）
<u>(204)の3</u> 介護医療院開設許可手数料	<u>(204)の3</u> 削除
<u>(204)の4</u> 介護医療院変更許可手数料	
<u>(204)の5</u> 介護医療院開設許可更新手数料	
<u>(204)の6</u> （略）	<u>(204)の4</u> （略）
<u>(204)の7</u> （略）	<u>(204)の5</u> （略）
<u>(204)の8</u> （略）	<u>(204)の6</u> （略）
<u>(204)の9</u> （略）	<u>(204)の7</u> （略）
(205)～(585)（略）	(205)～(585)（略）

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



◎新潟県告示第338号

新潟県住宅宿泊事業法の適正な運営の確保に関する条例（平成30年新潟県条例第22号）別表の規定により指定する学校を次のとおり指定し、平成30年6月15日から実施する。

平成30年 3 月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

市町村	学校
長岡市	青葉台小学校 新町小学校 石坂小学校 浦瀬小学校 大河津小学校 大島小学校 太田小学校 大積小学校 小国小学校 表町小学校 柿小学校 桂小学校 上川西小学校 上組小学校 上塩 小学校 上通小学校 川口小学校 川崎小学校 川崎東小学校 神田小学校 希望が丘小学校 黒条小学校 越路小学校 越路西小学校 才津小学校 阪之上小学校 下川西小学校 下塩小 学校 四郎丸小学校 新組小学校 信条小学校 栖吉小学校 関原小学校 千手小学校 寺泊小 学校 十日町小学校 栃尾東小学校 栃尾南小学校 豊田小学校 中島小学校 中之島中央小 学校 中野俣小学校 東谷小学校 日越小学校 日吉小学校 深沢小学校 福戸小学校 富曾亀小 学校 前川小学校 宮内小学校 宮本小学校 六日市小学校 山古志小学校 山谷沢小学校 与板小 学校 脇野町小学校 和島小学校 新潟大学教育学部附属長岡小学校 青葉台中学校 秋葉中学校 旭岡中学校 大島中学校 太田中学校 小国中学校 刈谷田中 学校 川口中学校 北中学校 岡南中学校 江陽中学校 越路中学校 栖吉中学校 関原中 学校 堤岡中 学校 寺泊中学校 中之島中学校 西中学校 東中学校 東北中学校 北辰中学校 三島中 学校 南中学校 宮内中学校 山古志中学校 山本中学校 与板中学校 新潟大学教育学部附属長 岡中学校 正徳館高等学校 栃尾高等学校 長岡大手高等学校 長岡工業高等学校 長岡向陵高等学校 長 岡商業高等学校 長岡明德高等学校 長岡高等学校 中越高等学校 帝京長岡高等学校 高等総合支援学校 総合支援学校 柏崎特別支援学校のぞく分校 長岡聾学校 長岡工業高等専門学校
上越市	飯小学校 稲田小学校 上杉小学校 浦川原小学校 大潟町小学校 大島小学校 大手町小学校 大養小学校 大町小学校 柿崎小学校 春日小学校 春日新田小学校 北諏訪小学校 清里小 学校 黒田小学校 国府小学校 小猿屋小学校 里公小学校 三郷小学校 下黒川小学校 上雲寺 小学校 上下浜小学校 諏訪小学校 高志小学校 高士小学校 高田西小学校 宝田小学校 谷 浜小学校 戸野目小学校 富岡小学校 豊原小学校 直江津小学校 直江津南小学校 中郷小 学校 針小学校 東本町小学校 美守小学校 古城小学校 保倉小学校 牧小学校 南川小学校 南本町小学校 宮嶋小学校 明治小学校 安塚小学校 八千浦小学校 大和小学校 山部小 学校 吉川小学校 和田小学校 上越教育大学附属小学校 板倉中学校 浦川原中学校 大潟町中学校 大島中学校 柿崎中学校 春日中学校 清里中 学校 頸城中 学校 三和中学校 城西中学校 城東中学校 城北中学校 潮陵中学校 直江津中 学校 直江津東中 学校 中郷中学校 名立中学校 牧中学校 安塚中学校 八千浦中学校 雄志中 学校 吉川中 学校 上越教育大学附属中学校 久比岐高等学校 上越総合技術高等学校 高田高等学校 高田高等学校安塚分校 高田北城高 等 学校 高田商業高等 学校 高田農業高等 学校 高田南城高等 学校 有恒高等 学校 直江津中等教育学校 上越特別支援学校 高田特別支援学校 吉川高等特別支援学校
三条市	旭小学校 飯田小学校 井栗小学校 一ノ木戸小学校 裏館小学校 大浦小学校 大崎小学校 大島小学校 大面小学校 上林小学校 栄北小学校 栄中央小学校 笹岡小学校 須頃小学校 月岡小学校 長沢小学校 西鱈田小学校 保内小学校 森町小学校 嵐南小学校 大崎中学校 大島中学校 栄中学校 下田中学校 第一中学校 第二中学校 第三中学校 第四 中 学校 本成寺中 学校 三条高等学校 三条商業高等 学校 三条東高等 学校 新潟県央工業高等 学校 月ヶ岡特別支援学校
柏崎市	荒浜小学校 大洲小学校 柏崎小学校 北鯖石小学校 鯨波小学校 剣野小学校 鯖石小学校 新道小学校 高柳小学校 田尻小学校 内郷小学校 中通小学校 半田小学校 比角小学校 日 吉小学校 枇杷島小学校 二田小学校 北条小学校 榎原小学校 米山小学校 鏡が沖中 学校 第一中 学校 第二中 学校 第三中 学校 第五中 学校 高柳中 学校 西山中 学校 東中 学校 北条中 学校 松浜中 学校 瑞穂中 学校 南中 学校 柏崎高等 学校 柏崎工業高等 学校 柏崎総合高等 学校 柏崎常盤高等 学校 新潟産業大学附属高

	<p>等学校 柏崎翔洋中等教育学校 柏崎特別支援学校 はまなす特別支援学校</p>
新発田市	<p>荒橋小学校 五十公野小学校 加治川小学校 川東小学校 御免町小学校 佐々木小学校 猿橋小学校 紫雲寺小学校 菅谷小学校 住吉小学校 天王小学校 東豊小学校 外ヶ輪小学校 中浦小学校 七葉小学校 藤塚小学校 二葉小学校 本田小学校 松浦小学校 米倉小学校 米子小学校 加治川中学校 川東中学校 佐々木中学校 猿橋中学校 紫雲寺中学校 第一中学校 豊浦中学校 七葉中学校 東中学校 本丸中学校 新発田高等学校 新発田商業高等学校 新発田農業高等学校 新発田南高等学校 新発田南高等学校豊浦分校 西新発田高等学校 新発田竹俣特別支援学校 新発田竹俣特別支援学校いじみの分校</p>
小千谷市	<p>和泉小学校 小千谷小学校 片貝小学校 千田小学校 東小千谷小学校 東山小学校 南小学校 吉谷小学校 小千谷中学校 片貝中学校 千田中学校 東小千谷中学校 南中学校 小千谷高等学校 小千谷西高等学校 総合支援学校</p>
加茂市	<p>石川小学校 加茂小学校 加茂西小学校 加茂南小学校 下条小学校 七谷小学校 須田小学校 葵中学校 加茂中学校 須田中学校 七谷中学校 若宮中学校 加茂高等学校 加茂農林高等学校 加茂暁星高等学校</p>
十日町市	<p>鏡島小学校 上野小学校 貝野小学校 川治小学校 下条小学校 千手小学校 田沢小学校 橘小学校 十日町小学校 飛渡第一小学校 中条小学校 西小学校 馬場小学校 東小学校 松代小学校 松之山小学校 水沢小学校 吉田小学校 川西中学校 下条中学校 十日町中学校 中里中学校 中条中学校 松代中学校 松之山中学校 水沢中学校 南中学校 吉田中学校 川西高等学校 十日町高等学校 十日町高等学校松之山分校 十日町総合高等学校 松代高等学校 ふれあいの丘支援学校 小出特別支援学校川西分校</p>
見附市	<p>今町小学校 上北谷小学校 葛巻小学校 田井小学校 名木野小学校 新潟小学校 見附小学校 見附第二小学校 今町中学校 西中学校 見附中学校 南中学校 見附高等学校 日本海聖高等学校 見附特別支援学校</p>
村上市	<p>朝日みどり小学校 岩船小学校 小川小学校 金屋小学校 上海府小学校 神納小学校 神納東小学校 山辺里小学校 猿沢小学校 さんぼく北小学校 さんぼく南小学校 塩野町小学校 砂山小学校 瀬波小学校 西神納小学校 平林小学校 保内小学校 三面小学校 村上小学校 村上南小学校 朝日中学校 荒川中学校 岩船中学校 神納中学校 山北中学校 平林中学校 村上第一中学校 村上東中学校 荒川高等学校 村上高等学校 村上桜ヶ丘高等学校 村上中等教育学校 村上特別支援学校</p>
燕市	<p>粟生津小学校 大関小学校 小池小学校 小中川小学校 島上小学校 燕北小学校 燕西小学校 燕東小学校 燕南小学校 分水小学校 分水北小学校 松長小学校 吉田小学校 吉田北小学校 吉田南小学校 小池中学校 燕中学校 燕北中学校 分水中学校 吉田中学校 分水高等学校 吉田高等学校 燕中等教育学校 吉田特別支援学校</p>
糸魚川市	<p>磯部小学校 市振小学校 糸魚川小学校 糸魚川東小学校 浦本小学校 青海小学校 大野小学</p>

	校 木浦小学校 下早川小学校 田沢小学校 中能生小学校 西海小学校 根知小学校 能生小学校 南能生小学校 大和川小学校 糸魚川中学校 糸魚川東中学校 青海中学校 能生中学校 糸魚川高等学校 糸魚川白嶺高等学校 海洋高等学校 ひすいの里総合学校 高田特別支援学校白嶺分校
妙高市	新井小学校 新井北小学校 新井中央小学校 新井南小学校 斐太北小学校 妙高小学校 妙高原北小学校 妙高原南小学校 新井中学校 妙高中学校 妙高原中学校 新井高等学校 総合支援学校
五泉市	愛宕小学校 大蒲原小学校 川東小学校 五泉小学校 五泉東小学校 五泉南小学校 巢本小学校 橋田小学校 村松小学校 川東中学校 五泉中学校 五泉北中学校 村松桜中学校 五泉高等学校 村松高等学校 五泉特別支援学校
佐渡市	相川小学校 赤泊小学校 内海府小学校 小木小学校 金井小学校 金泉小学校 加茂小学校 河崎小学校 河原田小学校 行谷小学校 沢根小学校 高千小学校 七浦小学校 新穂小学校 二宮小学校 畑野小学校 羽茂小学校 前浜小学校 松ヶ崎小学校 真野小学校 八幡小学校 両津小学校 両津吉井小学校 相川中学校 赤泊中学校 内海府中学校 金井中学校 佐和田中学校 高千中学校 新穂中学校 畑野中学校 前浜中学校 松ヶ崎中学校 真野中学校 南佐渡中学校 両津中学校 佐渡高等学校 佐渡高等学校相川分校 佐渡総合高等学校 羽茂高等学校 佐渡中等教育学校 佐渡特別支援学校
阿賀野市	神山小学校 京ヶ瀬小学校 笹岡小学校 水原小学校 分田小学校 堀越小学校 安田小学校 安野小学校 京ヶ瀬中学校 笹神中学校 水原中学校 安田中学校 阿賀野高等学校 駒林特別支援学校
魚沼市	伊米ヶ崎小学校 入広瀬小学校 宇賀地小学校 小出小学校 須原小学校 広神西小学校 広神東小学校 堀之内小学校 湯之谷小学校 入広瀬中学校 小出中学校 守門中学校 広神中学校 堀之内中学校 湯之谷中学校 小出高等学校 堀之内高等学校 小出特別支援学校
南魚沼市	赤石小学校 五十沢小学校 石打小学校 五日町小学校 後山小学校 浦佐小学校 上関小学校 大崎小学校 大巻小学校 塩沢小学校 城内小学校 第一上田小学校 第二上田小学校 栢窪小学校 中之島小学校 北辰小学校 三用小学校 六日町小学校 藪神小学校 五十沢中学校 大巻中学校 塩沢中学校 城内中学校 六日町中学校 大和中学校 国際情報高等学校 塩沢商工高等学校 総合支援学校
胎内市	中条高等学校
聖籠町	亀代小学校 蓮野小学校 山倉小学校
弥彦村	弥彦小学校 弥彦中学校
田上町	田上小学校 羽生田小学校 田上中学校
出雲崎町	出雲崎小学校 出雲崎中学校
湯沢町	湯沢小学校 湯沢中学校

津南町	芦ヶ崎小学校 津南小学校 津南中学校 津南中等教育学校
刈羽村	刈羽小学校 刈羽中学校

◎新潟県告示第339号

新潟県屋外広告物条例による指定区域等並びに新潟県屋外広告物条例施行規則による指定道路、鉄道等の指定(平成19年3月新潟県告示第701号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 条例第7条第3号の規定により知事が指定する区域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路及び鉄道の敷地並びにそれらの敷地境界線から両側300メートル以内の区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた用途地域(第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域を除く。))を除く。)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる道路の敷地及びその敷地境界線から両側100メートル以内の区域(都市計画法第2章の規定により定められた用途地域(第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域を除く。))を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>1 条例第7条第3号の規定により知事が指定する区域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路及び鉄道の敷地並びにそれらの敷地境界線から両側300メートル以内の区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた用途地域(第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く。))を除く。)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる道路の敷地及びその敷地境界線から両側100メートル以内の区域(都市計画法第2章の規定により定められた用途地域(第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く。))を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2～8 (略)</p>